

「歯科専門職の資質向上検討会歯科医師ワーキンググループ報告書(案)」
に関する意見の募集(パブリックコメント)の結果について(案)

平成 26 年 月 日
厚生労働省医政局
歯科保健課

標記について、平成 26 年 1 月 29 日から平成 26 年 2 月 19 日までホームページを通じてご意見を募集したところ、16 件のご意見をお寄せいただきました。

今般、お寄せいただいたご意見とそれらに対する歯科専門職の資質向上検討会歯科医師ワーキンググループでの議論を踏まえた考え方について、以下のとおり、とりまとめましたのでご報告いたします。

なお、いただいたご意見等は、とりまとめの便宜上、適宜要約しております。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。今後とも、厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

主なご意見

〈到達目標、必要な症例数について〉

【意見1】(類似意見 4 件)

高齢化の進展に伴い、在宅高齢者への歯科診療を行う機会が増加している。そのため、歯科訪問診療等の研修を充実させるべき。

【意見2】

歯科訪問診療の研修を必須にすべき。

【意見3】

研修歯科医が研修プログラムを選択する際に参考にできるよう、研修管理委員会は研修実施体制等を明確化すべき。

【意見4】

研修管理委員会は研修プログラムに到達目標の達成に必要な症例数等を明記し、それらを臨床研修施設間で情報共有し、研修プログラムの作成の際に参考にすべき。

【意見5】

協力型臨床研修施設においても、到達目標の達成に必要な症例数等を研修プログラムに明記することとするのか。

(意見に対する考え方)

- 研修管理委員会は、超高齢社会に対応できる歯科医師を育成するため、「歯科医師臨床研修の到達目標」に規定されている歯科訪問診療等に関する項目について、原則として、研修歯科医が体験できるような研修プログラムを作成すべきであるとしています。
- 研修管理委員会は、研修プログラムに記載された到達目標(以下、「研修プログラムの到達目標」という。)の達成に必要な症例数、研修内容、実施体制等を具体的に研修プログラムに明記するよう変更することとしています。なお、これらは協力型臨床研修施設における研修についても同様に変更することとしています。

〈評価方法について〉

【意見6】(類似意見:1件)

到達目標の達成に必要な症例数等を規定する際は、弾力的に対応できるようにすべき。

【意見7】

到達目標を達成できなかった場合は、未修了となるのか。

【意見8】

到達目標を達成できなかった場合、補助金は交付されるのか。

(意見に対する考え方)

- 今回の見直しにおいては、症例数の標準化までは行うことはしていないが、研修プログラムを修了した研修歯科医が1年間で経験した平均症例数、当該研修プログラムに明記された目標症例数を達成した者の割合等についての実績を報告することとしています。なお、これらの情報は、次回以降の制度見直しにおいて、標準化の必要性も含めた検討を行う際の基礎資料にすることとしています。
- 施行通知において、研修期間終了時の評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修終了時の到達目標の達成度の評価(行動目標等の達成度の評価及び臨床歯科医としての適性の評価)に分けて行い、両者の基準が満たされた時に修了と認めるものと規定されています。
- 歯科医師臨床研修の補助金は、研修期間の1年間については、交付対象となりますが、到達目標を達成できなかったこと等による未修了のために延長した期間については、交付対象外となります。

〈研修期間について〉

【意見9】(類似意見:1件)

麻酔研修等を行い、全身管理ができる歯科医師を育成するために、研修期間を2年にすべき。

【意見10】

研修期間は安易に延長すべきではない。

(意見に対する考え方)

- より充実した麻酔研修や入院患者等に対する全身管理の研修を実施するため、2年プログラムを実施している臨床研修施設への更なる配慮も必要であるとしています。
- 今後、臨床研修制度としての研修期間については、研修歯科医1人が経験すべき必要な症例数や症例内容、「歯科医師臨床研修の到達目標」等と一体的に見直すこととしています。

〈臨床研修施設の指定及び取消しについて〉

【意見11】(類似意見:2件)

2年連続して研修歯科医の受入れ実績のない臨床研修施設は指定取消しとすべき。

【意見12】

受け入れ実績のある臨床研修施設においても、研修実施体制等が不適切な場合にも、指定の取消しを行うべき。

【意見13】

臨床研修施設の客観的な評価をし、結果を公表すべき。

【意見14】

臨床研修施設の研修実施体制等を評価し、それに応じた補助金を交付すべき。

(意見に対する考え方)

- 協力型臨床研修施設で、例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない場合、臨床研修プログラムの質の担保の観点から、研修管理委員会は、各協力型臨床研修施設の実績等を総合的に勘案し、原則、臨床研修施設群からの削除を行うこととしています。また、協力型臨床研修施設のみに指定されている臨床研修施設がすべての臨床研修施設群から削除された際は、厚生労働大臣は指定の取消しを行う。
- 単独型・管理型臨床研修施設で、例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない場合、厚生労働大臣は、研修管理委員会の意見等を総合的に勘案し、医道審議会に諮った上で、原則、指定の取消しを行うこととしています。
- 歯科医師法第16条の2第2項に「厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院又は診療所が臨床研修を行うについて不適切であると認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。」と規定されています。

- 臨床研修施設の客観的評価やそれに応じた補助金の交付については、評価項目や基準等を明確化した上で検討を行う必要があります。

〈指導歯科医について〉

【意見15】

病院歯科で勤務する歯科医師は複数日連続して指導歯科医講習会に参加することは困難である。そのため、単位制にする等、受講しやすい環境にすべき。

【意見16】

指導歯科医は指導歯科医講習会を繰り返し受講すべき。

（意見に対する考え方）

- 指導歯科医講習会の開催指針、実施方法及び受講方法等について、制度見直し後の臨床研修の開始に合わせて、別途検討の場を設け、見直すこととする。

〈研修歯科医の地域偏在等について〉

【意見17】

全身管理の研修等をより充実させるために、病院歯科が単独型・管理型臨床研修施設として臨床研修に参画できるようにすべき。

【意見18】(類似意見:2件)

研修歯科医の採用について、大学や都会への偏重を是正するような施策を検討すべき。

（意見に対する考え方）

- 病院歯科及び歯科診療所等が単独型・管理型臨床研修施設として、臨床研修への参画を推進していくために必要な施策等について、次回以降の見直しの際に必要な応じて検討することとしています。
- 研修歯科医の地域偏在は歯科医師の地域偏在の動向等を踏まえ、次回以降の見直しの際に、必要な応じて検討することとしています。

〈臨床研修制度の周知について〉

【意見19】

患者に向けて、臨床研修制度を周知するための媒体を作成し、臨床研修施設等に配布すべき。

(意見に対する考え方)

- 国民に向けて、臨床研修制度を周知するための媒体を作成することとしています。

〈研修歯科医の採用について〉

【意見20】

募集定員が少数の病院歯科や歯科診療所等において、国家試験の結果等により募集定員に欠員が生じることを防ぐため、CBTの結果等を利用することは、採用時の客観的な指標のひとつとして有用であると考えます。

【意見21】

歯科医師臨床研修マッチングを国家試験後に行うべき。

(意見に対する考え方)

- 研修歯科医の採用は、各臨床研修施設で筆記試験や面接等で決定しているが、その際に、客観的な指標のひとつである CBT・OSCE の結果や連携ログブックが補助的な役割となり得ることが考えられます。
- 歯科医師臨床研修マッチングを国家試験後に行うことは、臨床研修を円滑に開始できることを考慮した上で検討を行う必要があります。

〈その他について〉

【意見22】

研修に影響のない範囲内でのアルバイトは一定の条件を定めて認めるべき。

(意見に対する考え方)

- 歯科医師法第16条の3に「臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。」と規定されています。